

道路交通法改正



運転免許の取得はどうか

2002.9.8



今回の改正のポイント

- 悪質運転者への罰則強化
- 障害者に係る欠格事由の見直し



障害者に係る欠格事由の見直し

- 今までは、一定の障害のあるものは免許の受験資格がなかった。
- 今後は、運転能力を試験で判断する。
- 新たに、試験で確認が困難な意識障害をもたらす病気については、免許の拒否や取り消しができるようになった。



低血糖症について

- **自動車等の運転中において、前兆を自覚しないまま、意識障害をもたらすおそれがあると認められる場合については、**
 - (1) 6月を越えない期間内にそうしたおそれなくなると認められる場合については、免許の保留または効力の停止を行うこととします。
 - (2) (1)以外の場合には免許の拒否または取り消しを行うこととします。
- 上記以外の場合には免許の拒否等を行わないこととします。



実際の対応はどうか

- 運転適正相談 (任意)
- 病気の症状等の申告
- 個別聴取 (申告内容により)
- 主治医の診断書 (必要に応じて)
- 臨時適性検査 (必要に応じて)

運転適正相談

免許取得の可能性を事前に相談したいとき

- **受付免許申請1年以内に相談。**
- その時点で免許取得等が可能と判断されたものは、「修了書」を交付。
- 但し、「修了書」があっても、申請時において判断される。
- **個別聴取を簡素化される。**
- **広島県運転免許センター 運転適性相談窓口**
〒731-5198 広島市佐伯区石内南三丁目1-1
Tel 082-228-0110(内線) 703-228・252・357
各警察署交通課でも、相談できます。

病気の症状等の申告

1 ~ 5 を申告した場合は個別聴取の対象

1. 病気を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある方
2. 病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺を起こしたことがある方
3. 十分な睡眠時間をとっているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方
4. 病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている方
5. 1 ~ 4 のどれかに該当する方で、申請前に運転適正相談を終了している方
6. 1 ~ 4 のどれにも該当しない方 免許取得可能

個別聴取の内容

質問内容は回答により異なります

- 意識を失った原因は何ですか？
- 現在も注射又は服薬を続けていますか？
- 最後に意識を失ったのはいつですか？
- 現在医者にかかっていますか？
- 医師からどのような指導を受けていますか？
- 意識を失ったとき、意識障害の前兆として、発汗、頻脈、振戦(冷や汗、動悸、ふるえ)などを確実に自覚できないことがありましたか。
- 現在、上記前兆を確実に自覚できますか？
- インスリンの量を減らしたり、糖分を摂取したりすることなどにより、運転中に意識障害にならないように確実に対処することができますか？

意識を失ったことがあると申告した場合 免許取得の可否判定基準

最後に意識を失った時期

1年より前

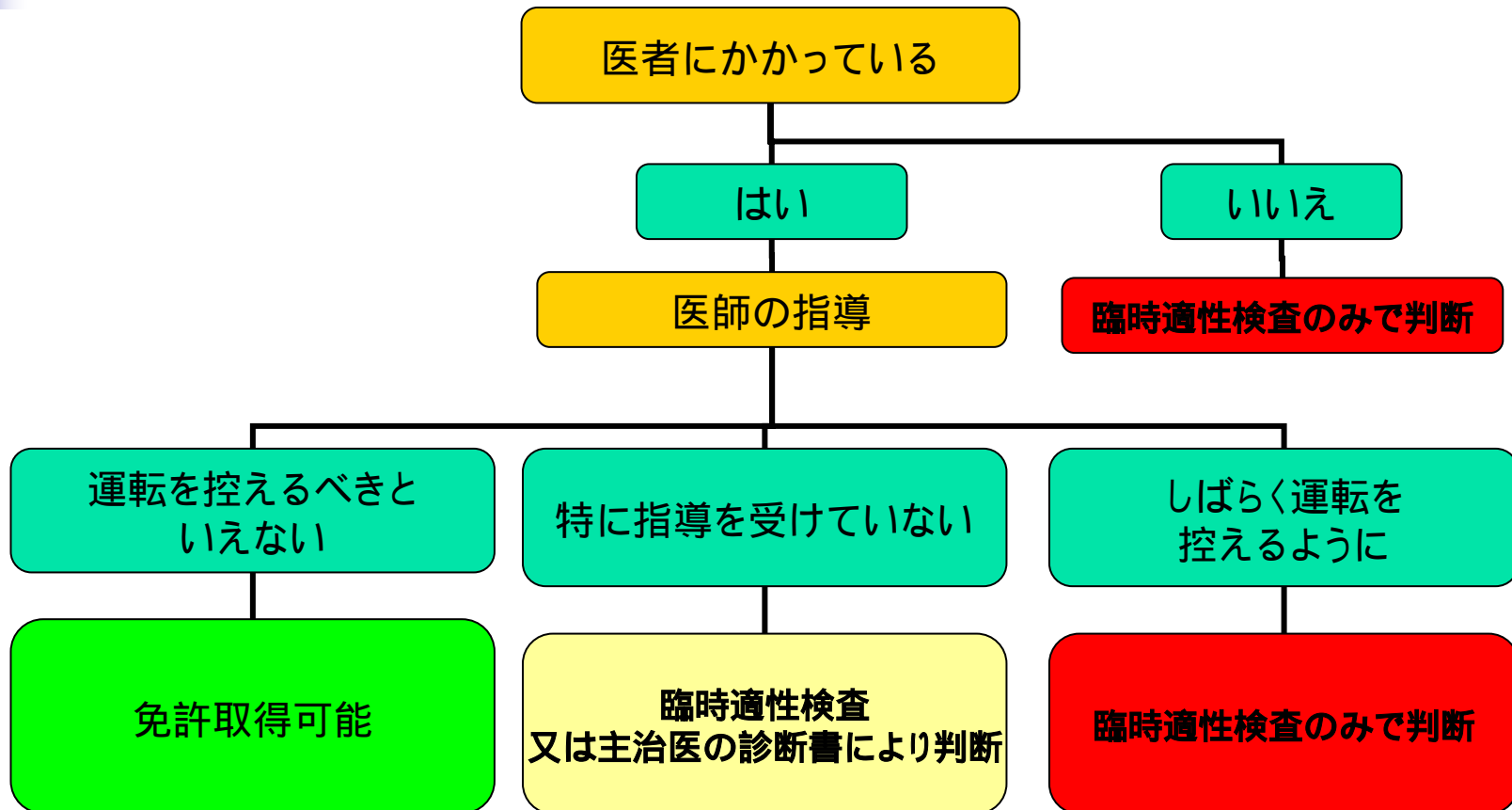
拒否・取消し後再申請で
1年より前

1年以内

next

最後に意識を失ったのは 1年より以前るとき

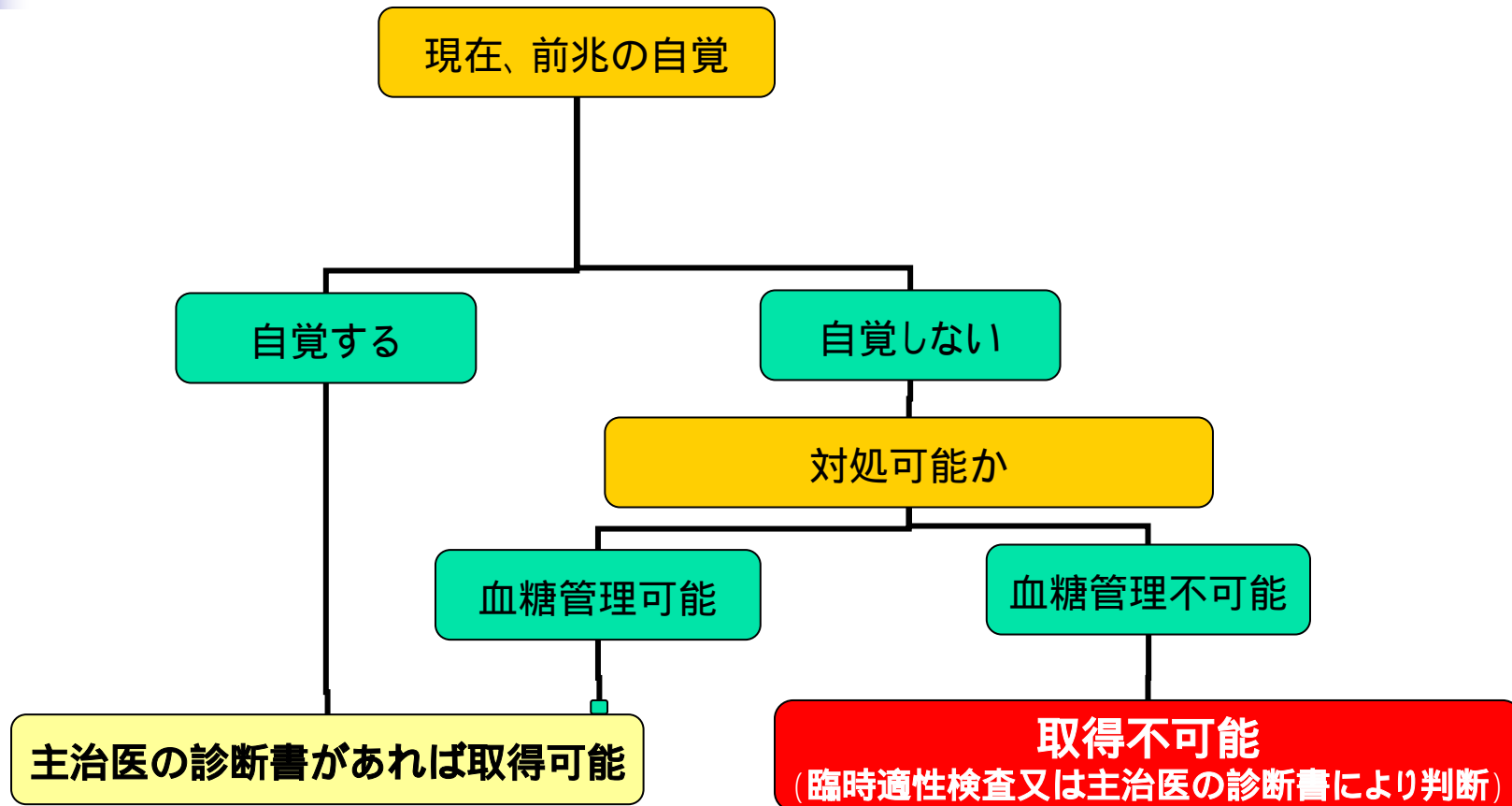
[back](#)



拒否・取消し後再申請で

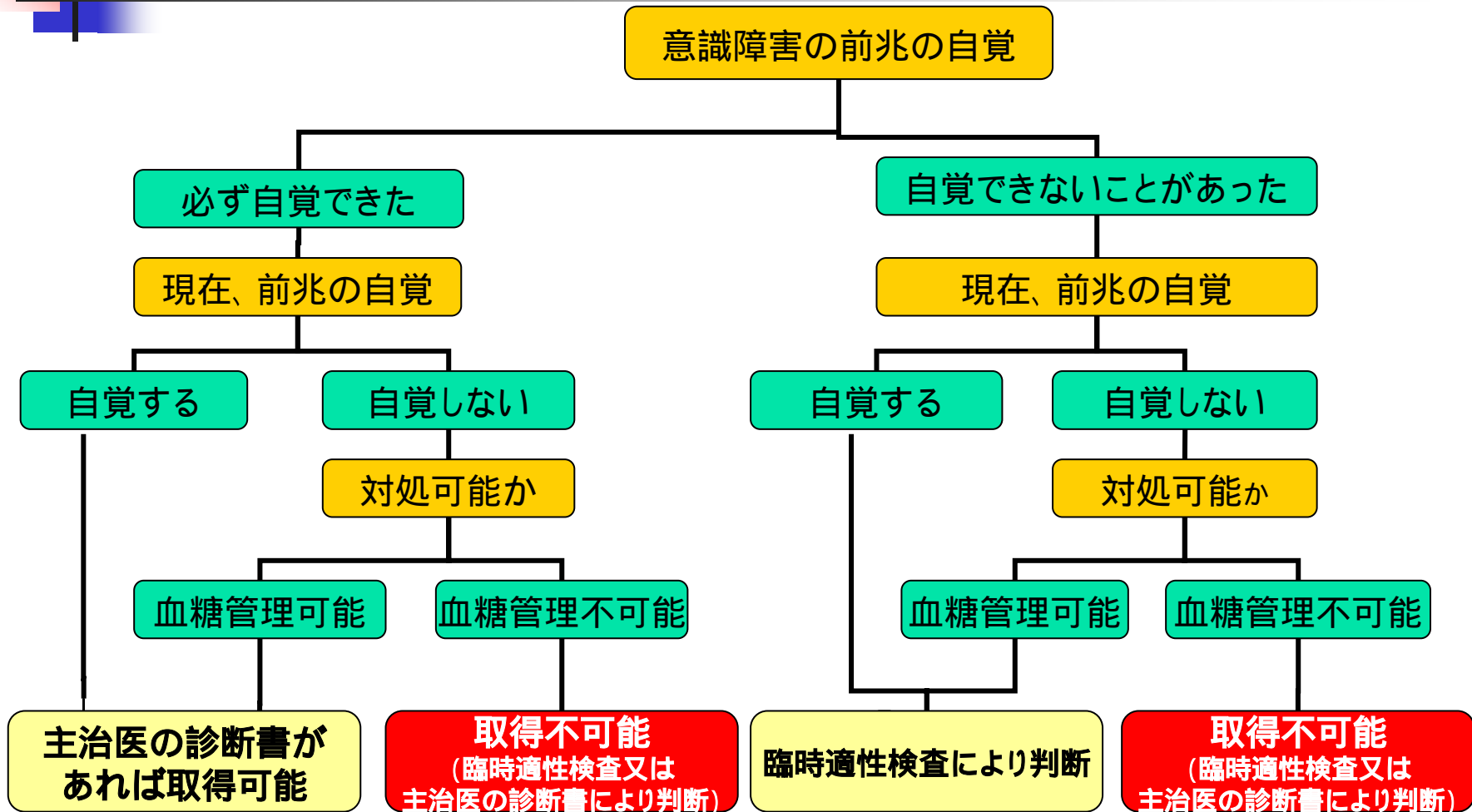
最後に意識を失ったのは1年より以前るとき

[back](#)



最後に意識を失ったのは 1年より以内のとき

[back](#)





まとめ

- 低血糖の自覚・予防ができるように。
- 主治医にきちんと指導していただく。
- 車にはグルコースなどを常備。
- 運転前に血糖測定(補食をとる)。
- 長時間運転の場合は途中で血糖測定。
- 不安なときは主治医・免許センターに相談
(加害者・被害者にならないために)



終わり
